

出納取扱金融機関の指定について

〔昭和 55 年 9 月 1 日〕
〔企業団告示第 29 号〕

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条の規定に基づき、長野県上伊那広域水道用水企業団水道用水供給事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定する。

指定の区分	指定金融機関の名称
出納取扱金融機関	株式会社八十二銀行

附 記

昭和 55 年 9 月 1 日から適用する